

議案第十二号

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

杉並区職員定数条例（昭和二十九年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三三八三人」を「三三二二人」に、「七一六人」を「六八一人」に、「七四六人」を「七一一人」に、「一五人」を「一〇人」に、「四一七四人」を「四〇七三人」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定数)</p> <p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員(福祉事務所の職員を含む。) 三三二二人</p> <p>二 略</p> <p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p> <p>イ 教育委員会の事務部局並びに学校及び幼稚園の事務部局の職員 六八一人</p> <p>ロ 略</p> <p>計 七一人</p> <p>四 選挙管理委員会の事務部局の職員 一人</p> <p>○人</p> <p>五及び六 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員(福祉事務所の職員を含む。) 三三八三人</p> <p>二 略</p> <p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p> <p>イ 教育委員会の事務部局並びに学校及び幼稚園の事務部局の職員 七一人</p> <p>ロ 略</p> <p>計 七四六人</p> <p>四 選挙管理委員会の事務部局の職員 五人</p> <p>五及び六 略</p>

2
)
4
略 合計 四〇七三人

2
)
4
略 合計 四一七四人